(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大立一の一・五・六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市塩瀬字今場サワ一
(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百三十四号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。
平成二十七年五月十一日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　登録番号
自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号
二　登録校正実施機関の名称
一般社団法人　日本自動車機械工具協会
三　変更後の登録校正事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　東京主管支所
東京都江東区富岡二丁目九番一一号京福ビル三階Ａ
四　変更の日
平成二十七年五月十一日

○国土交通省告示第六百三十五号

次のように都市公園を設置すべき区域を変更したので、告示する。
平成二十七年五月十一日
国土交通大臣　太田　昭宏
名称　国営アルプスあづみの公園
位置　平成四年建設省告示第千百十四号の位置の「長野県大町市大字常盤字上原、字小松村、字片平、字カタヒラ、字野田口、字川相、字砥沢巾、字花見山、字大川除、字大川際、字菅澤、字片原、字中川原及び字大岩の全部並びに字大高見、字竹原、字金山、字野田、字橋爪、字吹山、字山ノ神、字神明原、字ノタクチ、字カリウラ、字揚口、字マセガキ、字マセ垣、字西原、字水除、字割山、字土場、字実地原、字菅ノ澤、字北嵐、字城山、字ワシ岩、字内ノ皮、字若山ノ神、字大洞、字光石、字小洞、字桐山及び字新城山の各一部、北安曇郡松川村字雁倉、字土橋及び字番々平の各一部」を「長野県大町市常盤字上原、字小松林、字片平、字川相、字砥沢巾、字花見山、字三島、字大川除、字菅沢、字片原、字中川原、字大岩、字大高見、字竹原、字金山、字野田、字橋爪、字吹山、字山ノ神、字神明原、字ノタクチ、字カリウラ、字揚口、字マセガキ、字西原、字割山、字土場、字実地原、字北嵐、字城山、字ワシ岩、字内ノ皮、字若山ノ神、字大洞、字光石、字小洞、字桐山及び字新城山並びに北安曇郡松川村字雁倉、字土橋及び字番々平」に改め、長野県大町市常盤字上原、字花見山、字大川除、字菅沢、字大岩、字大高見、字竹原、字金山、字野田、字神明原、字カリウラ、字揚口、字マセガキ、字西原、字若山ノ神、字大洞、字光石、字小洞、字桐山及び字新城山並びに北安曇郡松川村字雁倉、字土橋及び字番々平において区域を変更する。
平成二十六年国土交通省告示第五百七十三号の位置の安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金烏川において区域を変更する。
別紙図面のとおり（略）
（国土交通省関東地方整備局において、平成二十七年五月十一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

○国土交通省告示第六百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年五月十一日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹田川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を一級河川竹田川右岸境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を昭和五十四年建設省告示第九百九十九号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県酒田市
字総光寺沢　六番一地先河川敷　一号
三番一地先河川敷　二号
三番一地先道路敷　三号
六番二　四号及び五号
六番一　六号から十三号まで

○国土交通省告示第六百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年五月十一日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
越後洞一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県高山市越後町
二〇〇一番一　一号
二一二五番　二号
二一二九番　三号
二一三一番　四号
二一三三番　五号から七号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮洞谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和三十九年建設省告示第千三百十号で指定した宮洞谷及び支川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県中津川市加子母
字渡合　三四八〇番二　一号
三四二三番八九　二号及び三号
三四二三番五一五　四号及び五号
三四二三番九六　六号
三四二三番九八　七号
三四二三番一〇二　八号
三四六七番　九号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十二号までを順次結んだ線及び標柱十号と十二号を昭和三十九年建設省告示第千三百十号で指定した宮洞谷及び支川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県中津川市加子母
字渡合　三四七〇番　十号
三四二三番一二九　十一号及び十二号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十九号を昭和三十九年建設省告示第千三百十号で指定した宮洞谷及び支川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県中津川市加子母
字渡合　三四二三番一二四　十三号
三四二三番一二六　十四号及び十五号
三四八八番　十六号
三四八九番一　十七号
三四二三番一二二　十八号
三四五八番二　十九号